

128

啓発標語を募集し





内容/「家族」をテーマにした標

対象/有田川町に在住、 通勤・通学している方 もしくは

応募方法/作品に氏名(ふりが の場合)・住所・電話番号を記載し、 な)・年齢・学校名と学年(学生 左記までご応募ください。

※応募は一人一作品です。

※応募は FAX でも受け付けます。

T 643 · 0153 有田川町中井原 136 番地2 有田川町教育委員会社会教育課内 FAX 32 4827 人権機関有田川事務局

締め切り/9月2日(金)

展示/優秀作品については、広報 | 賞/一般の部(高校生含む)・中 若干数選考し、記念品を贈ります。 学生の部・小学生の部の三部門で

や生活習慣や気候に慣れるまで、言

広く活用いたします。 紙への掲載、文化祭などでの展示、 人権標語作品集の作成など啓発に

則として返却しません。 に帰属し、主催者が応募者の承諾 に限ります。作品の版権は主催者 その他/応募作品は未発表のもの る場合があります。応募作品は原 を得ず、啓発用教材などに使用す

~有田川町で暮らす外国人の皆さまへ~ 人権機関有田川委員として

ご縁があったことと思います。 ろいろな理由でこの美しい有田川町と 時点で、有田川町に住んでいる外国の に取得した方は含まれていません。町 で、女性は36人です。日本国籍をすで 方は71人います。その内、男性は35人 人口の1%未満の外国の皆さまは、 町住民課によると平成28年4月末 皆さまは有田川町に来たころ、言葉

> ちはだかるということです。 ニケーションにおいて大きな壁が立 らないことは、言語分野における「ハ 労があったのではないかと思います。 ンデ」になります。つまり、コミュ 大人であっても、その言語がわか

葉で言い表すことができないほどの苦

張っていると信じています。 が経っていない方も、それぞれ頑 でき、地域や職場に貢献されている くさんの壁を乗り越えられ、仕事も まの家族・親戚・仕事仲間、そして のではないでしょうか。また、年数 近所の方々の温かい支援を得て、た しかし、時間が経つにつれ、 皆さ

に有田川町の人権機関を紹介します。 に自由に暮らしていくために、皆さま 今回の人権だよりでは、より平等

動をしています。 意識が向上するためにいろいろな活 は、町民の人権に対する関心を高め、 町となり、人権機関有田川が発足し ました。今も人権機関有田川の委員 清水町の3つの町が合併して有田 平成18年1月に吉備町・金屋町

だきたいと思います。 ます。皆さまにも、ぜひご参加いた 画会や講演会などを清水地区、 地区、吉備地区でそれぞれ行ってい 毎年テーマを決め、それに沿う映 金屋

> 込まないで、ご相談ください。 気になることがあれば、一人で抱え す。また毎月、人権擁護委員による 人権相談も行っています。もし何か 街頭啓発も各地域で行っていま

きた結果ではないかと思います。 は、たくさんの方々が長年努力して しやすいところだと評判です。それ 日本は人々が優しく、安全で暮ら

ラシなどを得ることができます。 しています。また、各庁舎・清水行政 局・各図書館でも、活動についてのチ 情報は、町広報や有線放送でお知らせ 参加してみませんか。活動についての ついて考え、人権機関有田川の活動に 外国から来た皆さまも一緒に人権に

緒により良い町を作って行きませんか。 人権に関心を持ち、地域の皆さんと一

※人権機関有田川委員さんからいただいた原 稿を掲載しています。

お知らせ

相談は無料で、 人権特設相談所を開設いたします。 秘密は厳守されます。

場所/二川住民センター

●日時/8月18日(木) 13時~16 時

有田川町教育委員会 社会教育課 一人権に関する問い合わせ FAX 32-4827 52-2111